

発行：ブリス社労士事務所 URL <http://www.bliss-net.jp>
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A
TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail info@bliss-net.jp

トピックス ● 「3年以内既卒者」対象の助成金が増えました！！

平成 22 年 3 月卒の新卒者のうち、就職できていない人の数は約 7 万 5 千人（前年度比約 3 万 1 千人増）にのぼっています。しかも、いったん卒業すると新卒卒への応募機会が極めて限定されるため、既卒者の就職環境もますます厳しさを増しています。

そこで政府は、「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」を一部改正し、平成 22 年 11 月 15 日より公布・施行しました。これに対応する奨励金もありますのでご紹介します。



【青少年雇用機会確保指針】

事業主は、次に掲げる措置を講ずるように努める必要がある

- ❖ 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業生についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。
当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業生が学校等の卒業後少なくとも 3 年間は応募できるものとする。
- ❖ また、学校等の新規卒業予定者等を募集するにあたっては、できる限り年齢の上限を設けない様にするるとともに、上限を設ける場合には青少年が広く応募することができるよう検討すること。

【既卒者採用に関する奨励金】

いずれも平成 24 年 3 月 31 日までの暫定措置



3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	事業主が、大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用した場合に支給。支給額は、事業所ごとに 100 万円
3年以内既卒者トライアル 雇用奨励金	事業主が、中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる場合に支給 ⇒支給額は、対象者1人につき最大 80 万円
既卒者育成支援奨励金*	一定の成長分野等の中小企業事業主が、中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を、有期で雇用し、その間に座学等(OFF-JT)の研修を行い、その後正規雇用へ移行させる場合に支給⇒支給額は、対象者1人につき最大 125 万円

就職先がなくフリーター等となっている若者の中にも、優秀な人材は埋もれていることでしょう。奨励金が支給されるこの機に、採用を考えてみてはどうでしょう。詳しい内容については、遠慮なく当事務所までお尋ねください。

平成 22 年 11 月 30 日に、厚生労働省から、平成 22 年「賃金引き上げ等の実態に関する調査」の結果の概要が、11 月 15 日に、平成 22 年「賃金構造基本統計調査結果（初任給）」の概要が公表されました。

賃金引き上げ等の実態に関する調査結果のポイント

1. 賃金の改定

- ① 平成 22 年中に 1 人平均賃金を引き上げた、または引き上げる予定の企業は **74.1%（前年 61.7%）** で、前年比 **12.4 ポイントの上昇**。
- ② 平成 22 年の 1 人平均賃金の改定額は **3,672 円（前年 3,083 円）**、**改定率は 1.3%（同 1.1%）** となり、いずれも前年に比べ上昇。
- ③ 平成 22 年中に賃金カット（賃金表等を変えずに一定期間賃金を減額すること）を実施、または予定している企業は **23.0%（前年 30.9%）** で、依然として 20%を超える水準。

2. 定期昇給等の実施

- ① 平成 22 年中に定期昇給を行った、または行う予定の企業は、**管理職 51.6%（前年 47.3%）、一般職 63.1%（同 56.7%）** で、ともに前年を上回る。
- ② 平成 22 年中にベースアップを行った、または行う予定の企業は、**管理職 9.4%（前年 12.7%）、一般職 9.6%（同 12.6%）** で、ともに平成 16 年以降では最低。



賃金構造基本統計調査結果（初任給）のポイント

❖ 学歴別にみた初任給

平成 22 年の初任給を高校卒以上の学歴別にみると以下のとおり（おおむね対前年比減少）

	男女計	男性	女性
大学院修士課程修了	224.0 千円 (-1.9%)	224.5 千円 (-1.8%)	21.2 千円 (-2.6%)
大学卒	197.4 千円 (-0.7%)	200.3 千円 (-0.5%)	193.5 千円 (-0.7%)
高専・短大卒	170.3 千円 (-1.7%)	173.6 千円 (-1.3%)	168.2 千円 (-2.0%)
高校卒	157.8 千円 (0.0%)	160.7 千円 (-0.1%)	153.2 千円 (0.1%)

() は、対前年増減率



お仕事カレンダー 1 月

- | | |
|--|--|
| <p>1/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事</p> <p>●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付</p> <p>1/10 または 1/20</p> <p>●源泉所得税の特例納付（2008 年 7 月～12 月）</p> <p>1/31 ●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の支払</p> | <p>1/31 ●労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 10 月～12 月の労災事故について報告）</p> <p>●労働保険料の納付（延納第 3 期分）</p> <p>●税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表）の提出</p> <p>●市区町村への給与支払報告書の提出</p> <p>●11 月決算法人の確定申告・5 月決算法人の中間申告</p> <p>●2 月・5 月・8 月決算法人の消費税の中間申告</p> |
|--|--|

1 枚目では、3 年以内既卒者採用に関する奨励金をご紹介しましたが、今回は、よくこの事務所通信でもとりあげております「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」の支給要件の緩和もありました。こちらについてもご興味のある方は当事務所までお問い合わせ下さい。